|  |
| --- |
| 地域振興会議 |
| 平成２９年２月17日 |
| 担当課 | 企画推進部地域振興局　地域振興課 |
| 電　話 | ０８５７－２０－３１８５ |

中山間地域買い物福祉サービス支援事業について

○事業の概要

　現在本市の中山間地域において日用生活物資の移動販売（中山間地域買い物支援事業）を実施している事業者に対し、移動販売に加えて昼間独居となる高齢者の見守り活動を平成２９年度より拡大支援することにより、効果的な見守りや事業収益の向上を図る予定としています。

○事業実施予定地域および事業実施者（調整中）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 地域（予定） | 佐治 | 鹿野 | 福部 | 気高 | 青谷 | 河原 | 明治湖南神戸 |
| 事業者 | ㈱さじ弐拾壱 | ㈱林兼太郎商店 | ＪＡ鳥取いなば（(株)トスク） |

　　事業実施者は、鳥取県及び鳥取市との「中山間集落見守り協定」の締結事業者です。

○対象世帯

　・移動販売　　…　地域のみなさま（既存の日用品の販売店舗がある集落周辺は除く）

　・見守り活動　…　①地域の昼間に高齢者おひとりとなる世帯

②地域の昼間に高齢者のみとなる世帯

　　　　　　　　　　③地域のその他の理由により見守り活動を希望される世帯

○移動販売・見守り頻度（予定）

　週１回程度実施する移動販売の際に、見守り対象者が確認できない場合には月１回程度の戸別訪問を行います。

○メリット

　・地域では、同居者が留守となる昼間に在宅高齢者の見守りが受けられるとともに、困りごとの相談や要望等を伝えることもできます。

　・事業者の収益性が向上され、移動販売が継続されやすくなります。

○今後のスケジュール（予定）

　平成２９年３月　　各町内会長を通じて申込書の配布と回収を実施（提出先：総合支所）

　　　　　　　　　　申込書集計、見守り対象の確認、事業者と打ち合わせ

　平成２９年４月　　事業開始（対象者の追加対応は随時）

○その他事項

　・高齢者の独居世帯などについては、民生委員等が見守り実施しているため、本事業の見守りは、上記「対象世帯」に記載している世帯を基本としています。

・この度実施する申込書で得た情報、また本事業を実施する中で得た情報は、鳥取市及びJA鳥取いなば、㈱林兼太郎商店が中山間買い物福祉支援サービス事業実施以外の目的で使用することはありません。